

学位論文題名

中国社会の変容と不法行為法
－ 過渡期におけるその多元性

学位論文内容の要旨

本論文は、立法、学説、裁判例の分析によって、変容する中国社会における不法行為法を整理し、その意味を考察するものである。

この20年間に、中国社会は大きな変化を遂げた。

80年代以降の改革開放政策の実施により、経済成長が続いた。その中で、私有自動車の急増が交通事故を多発させ、新商品の開発が製造物事故をもたらすなど、不法行為訴訟が増大した。また、80年代後半以降の労働、医療、住宅などの社会制度改革、および90年代の市場経済の導入の結果、従来民法原理が働かなかった労災補償、使用者責任、医療過誤も裁判に持ち込まれるようになった。そして今日、不法行為法は、積極的行為による損害惹起の問題から学校事故などに広がり、行政の不適切な法執行もその射程に入るようになった。

他方で、法制度に目を向けると、立法の面では、80年代半ばから民法通則のほか、労働法、担保法、契約法が制定された。さらに、物権法の草案が完成し、民法典の立法も予定されている。法学教育・法曹養成の面では、文革中に廃止された法学部が再建され、裁判官養成機関が設置され、近時は、裁判官法、検察官法、弁護士法なども制定・施行されている。そして、法学研究は改革開放に伴い再始動し、80年代後半になると、伝統的社會主義法学に対する単なる批判から、新しい法学のあり方を意識的に追求するようになった。とくに市場経済の導入以降、官僚法学から西洋法の影響を受けた市民法学へ移行しつつあり、今日の法学研究は法文化転換の入り口に差しかかっている。不法行為法に関しては、80年代後半以降の理論的進展が著しく、判例法の考え方や自賠法の立法を提言するなどしている。しかし他方で、新旧学説がさまざまに分かれ、混迷状態を呈している。

本稿は、以上の立法、裁判制度、法学研究の状況を踏まえて、200件余りの裁判例を中心的な素材として、中国不法行為法を考察する。その際、不法行為責任の要をなす過失に焦点を

当てる。なお、国家賠償法、製造物責任法、人格権侵害は独自の体系的内容をもっているため、必要な限りで言及することにとどめる。

本論文は、6章より構成される。

第1章「中国の不法行為法制度」では、前提作業として民法通則など不法行為法規定の全体像を描く。本章は2節より構成される。第1節は、民法通則の不法行為法を分析する。まず、民法通則は立法当時の社会を想定した過渡的立法であることの意味を検討する。次いで、民法通則における不法行為法の構造を立法の沿革から考察し、制裁的機能の重視、公平責任といった大陸法と違う特色をみる。第2節は、民法通則以外の重要な二つの法源を検討する。一つは、行政的な規制と共に民事訴権や損害賠償を規定する公法・私法融合型立法の性格をもつ法律・行政法規である。今一つは、民事裁判基準や主要な制定法の細則を条文形式で示す最高法院の司法解釈である。

第2章「学説の紹介と分析」では、帰責根拠と要件論から学説の理論的展開とその想定している紛争類型を考察する。本章は3節より構成される。第1節では、体系論の視角から学説を、過失責任と無過失責任を区別する不法行為責任二元論と、後者を前者に統合する一元論に分けて、それぞれにおける過失責任と無過失責任の位置づけおよび想定している紛争を明らかにする。第2節では、過失と違法性要件との関係から、学説を、「違法性・過失峻別論」に基づき過失を心理状態と捉える四要件説と、違法性要件を過失に融合し、過失を、予見可能性を前提に行為の性質・危険性と損害の重大さの比較から行為義務違反と構成する三要件説に分けて、過失の帰責構造について考察する。第3節では、日本法との比較によって学説の帰責根拠と要件論を整理し、これまでの中国の学説は比較法から得た示唆が多く、裁判例研究を基礎に置いていないことを検討する。これは、学説が、民法通則から民法典へと急ぐ段階で、外国法からできるだけ多くの解釈論を吸収し、法学を近代化しようとしたためであることを指摘する。

第3章以下では、裁判例を基本的不法行為、特定の関係にある人・物による侵害行為、改革開放によって新たに持ち込まれた「現代型」不法行為、および公平責任に分けて分析する。

第3章「基本的不法行為の裁判例」では、日常生活における過失責任の裁判例を分析し、裁判例における過失の帰責構造を考察する。第1節では、中国の社会変容、裁判制度の変化、不法行為の多様化といった分析の視点を提示する。第2節では、責任の基礎となる民事過失がどのような意味を持ち、その機能がどのように変遷してきたのかという問題を、他人の権利領域を積極的に侵害する直接的・作為的不法行為と、他人の法益を危険化する条件を創り出し危険回避の防止措置を講じないことの責任を問う不作為的・間接的不法行為に分けて考察する。

第3節では、特別の関係にある人・物による不法行為事例を考察する。ここでは、監督者の責任、建築物責任及び動物責任を法制度及び裁判例から分析し、その背後にある社会原理をみる。

第4章「『現代型』不法行為の裁判例」では、交通事故、公害、医療過誤、および使用者責任・労災損害賠償の裁判例を分析し、その背後にある社会変化を析出する。それぞれについて、①民法通則と前記の法律・行政法の規定との二重構造を析出し、民法通則に使用者責任と医療過誤に関する規定が見あたらないのは、中国において近時まで雇用契約が否定されていたことと、中国の福祉医療制度に起因することを考察する。②損害賠償訴権について、行政調停前置主義がとられ、行政の民事介入が残存しながらも後退しつつある変化を指摘する。③裁判上の救済が、従来は、法律・行政法規を基準にしてきたのに対し、90年前後からは民法を基礎にしている傾向を示す。②と③の意味を、改革開放政策の展開、労働制度・医療制度の改革、および市場経済の導入といった社会変化と結びつけて検討する（「行政法から民法へ」）。

第5章「公平責任」では、帰責根拠および過失論と連動している公平責任を検討する。その第1節では、公平責任の沿革を比較法的に検討する。第2節では、社会保障制度の不備を理由とする公平責任肯定論と、法の安定性・近代法の観念および社会保障制度の充実を根拠とする否定論を考察し、帰責原理における公平責任の位置づけを検討する。第3節では、責任無能力者の問題を越えて規定されている公平責任の一般条項の内容を学説から明らかにし、公平責任裁判例を第3章・第4章における不法行為の分類に従って整理する。そこで、公平責任の適用されるパターン及びその特徴を考察し、公平責任を濫用している事例は過失責任へ還元できることを示す。第4節では、公平責任が、配分的正義によって被害者の救済を図る一方で、公法原理を私法の一部に取り込むことによって社会保障制度や責任保険制度の不備を補完しようとする特徴を総括する。

むすびでは、序章で設定した課題に即して本稿の分析を整理し、前章までに析出した中国不法行為法の特徴をまとめる。そこで、中国の不法行為法において、裁判法制、私法による判断が形成しつつあることを示し、前近代法的な要素を含む公平責任は、近代法による論理的解決が可能であることを論証する。そして、裁判実務の特徴と近時の法学研究の動きそれぞれを、中国の社会変化の中に位置づけて、その相互関係について若干の検討を加え、残された課題を述べる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 瀬 川 信 久

副 査 教 授 松 久 三四彦

副 査 教 授 鈴 木 賢

学 位 論 文 題 名

中国社会の変容と不法行為法

－ 過渡期におけるその多元性

本論文は、中国不法行為法を、裁判例を中心的な素材としながら、改革開放政策の下での急激に変化する社会との関連で考察するものである（285,000 字＝ 200 字× 1,425 枚）。

第 1、2 章では、裁判例分析の前提作業として、不法行為法の法規・法源と学説を検討する。法規・法源については、民法通則の過渡的性格、特別諸立法の公法・私法融合的性格、最高法院司法解釈による指令裁判的性格を、現代中国法の特色として指摘する。学説については、過失責任と無過失責任を区別する二元論と後者を前者に統合する一元論、違法性と過失を峻別する四要件説と両者を融合する三要件説を検討し、これらは、強い立法要請の下で外国法を基礎にした法律論であることを明らかにし、裁判例を基礎にする研究の必要を説く。

第 3、4、5 章では、裁判例を、基本的不法行為、特定の関係にある人・物による侵害行為、改革開放によって民事裁判に組み込まれた「現代型」不法行為、および公平責任に分けて分析する。基本的不法行為では、日常生活における過失責任の裁判例を、事案の背景を考慮しながら分析し、その過失の帰責構造を、直接的・作為的不法行為と不作為的・間接的不法行為に分けて考察する。特定の関係にある人・物による侵害行為でも、裁判例の背後にある社会原理を探求する。「現代型」不法行為では、交通事故、公害、医療過誤、使用者責任・労災賠償の裁判例を取り上げ、①民法通則と公法・私法融合型の諸立法の二重構造、②行政調停前置主義と行政の民事介入の後退、③行政規制法の裁判における法源性の後退を、市場経済化における「行政から民法へ」の動きと捉える。公平責任では、その沿革と比較法を検討したうえで、学説と裁判例を分析し、公平責任のかなりの部分が、厳格なあるいは不明確な過失概念を回避するために用いられていること、しかし、他方で、社会保障制度の不備に由来するものもあることを明らかにする。

本論文は、中国不法行為法の裁判例の分析を基礎に中国法の現状を明らかにし、日本法と比較するものである。それは一見平凡な研究であるが、中国民法の問題について、中国

では外国法を参考にした立法制度論ばかりが盛んであり、わが国では、その立法制度論の紹介か比較文化論的な考察が一般的だという現状に対する重要な問題提起である。すなわち、この研究は、市場経済化の中で胚胎している「市民法学」と判例研究を積極的に評価したうえで、不法行為裁判例の実証的な研究を通して、中国民法学の進むべき方向を示し、また、法文化論的な日中比較法とは別の比較法研究を試みるものである。この試みは、「現代型」不法行為における「行政から民法へ」の動きの分析、公平責任の存在理由の新しい解釈などにおいて成功を収めている。

以上のほかにも、判例研究の蓄積が皆無の中で、200件余りの裁判例を網羅的に収集し、日本法と比較しながら判例整理の枠組みを作ったことは高い資料的価値を持ち、また、百家争鳴状態にある学説を、同じく200本前後の文献を渉猟して整理したことは、これからの中国不法行為法研究にとって貴重な作業である。また、単なる判例研究に終わらず、この20年程の中国の社会と制度の変化を踏まえて、それと連動する不法行為法理論の変化をリアルに分析したことは、法社会学的研究にもなっている。また、以上の研究の基礎枠組みは、200本前後の邦語文献を踏まえて作られており、日中比較法研究としても評価される。最後に、日本語は正確で明快でかつ極めて流暢である（ちなみに、申請者にとって日本語は第三外国語である）。また、直ちに公表できるほどに論文として完成度が高い。

もっとも、本論文にも、先行研究に対する本研究のオリジナリティーが明確に示されていない、過失概念や公平責任をめぐる学説の論争に対する自己の評価を明示していない、分析枠組みの基礎にしているのは、日本の不法行為法学の膨大な研究蓄積の一部にとどまっているなどの欠点がある。しかし、中国でも未開拓の分野を切り開いた本研究は、日本の中国法研究にとっては勿論、中国の民法学にとっても貴重な研究として高く評価されるであろう。

審査委員会は、本論文が博士（法学）に値すると判断した。